島根県公立学校臨時的任用教員等募集要項

令和元年6月17日
島根県教育庁学校企画課

島根県教育委員会では、臨時的任用教育職員を以下のとおり募集します。

1　募集人数　　小学校養護助教諭　1名
　　中学校養護助教諭　1名

2　勤務地等
○浜田市内
任用期間：令和元年8月27日　～　令和元年12月16日の間で県が命じた期間
　　令和元年10月2日　～　令和2年1月21日の間で県が命じた期間
※契約更新の可能性があります。

3　勤務内容　　小中学校において養護教諭に準ずる職務を行います。
※保健指導、安全指導、その他校務に関する事務作業等

4　出願資格　　以下のすべてに該当する者が出願できます。
○地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事由に該当しない者
○養護教諭普通免許状所有者
○現に県教育委員会が正式採用した公立学校教職員でないこと
※選考において教育職員経験者（臨時的任用を含む）を考慮します。

5　出願手続
(1) 出願期間
　随　時

(2) 出願書類
次の①及び②の書類を下記提出先まで郵送（簡易書留）または持参ください。
なお、封筒の表に「養護助教諭臨時的任用出願書類在中」と朱書きしてください。
① 志願書（様式1）
② 志願票（様式2）
③ 所有免許状の写し

＜出願書類提出先＞

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地　島根県教育庁学校企画課

※出願書類の様式は、教育委員会学校企画課のHPにあります。
※必ず教員免許状の種類・教科を記入してください。

6　勤務条件
(1) 給　与
学歴、経験年数によって給料の月額が決定されます（20歳の短大新卒者にあっては約181,000円）。また、該当者には通勤手当、住居手当、扶養手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当、へき地手当などが支給されます。

(2) 勤務時間

午前8時15分～午後5時00分（休憩時間を除く1日7時間45分）

※勤務校によって若干時間が異なりますが1日7時間45分の勤務時間は共通です。

(3) 休　日

○日曜及び土曜日

○国民の祝日に関する法律に規定する祝日

○12月29日から翌年の1月3日まで（前項の日を除く）

(4) 休　暇

○有給休暇…任用期間によって異なります。（任期が12ヶ月の場合は20日、採用期間の長さに応じて付与されます）

○その他の休暇…基本的に正規職員に準じます。（一部法令等により異なる）

7　選考方法

○書類選考の上、面接審査により行います。

※書類選考の結果、面接の期日・場所等を通知します。

8　その他

○選考は随時行いますが、採用予定者が決定した時点で募集を停止します。

○常勤講師としての勤務が難しい場合はご相談ください。

9　出願書類提出先・問い合わせ先

〒690-8502

島根県松江市殿町1番地　島根県教育庁学校企画課　TEL 0852-22-5422

様式１

令和　　年　　月　　日

島根県教育委員会　様

住　所
氏　名　　㊞

島根県公立学校臨時的任用教員等採用志願書

次のとおり志願したいので、関係書類を添えて出願します。

（１）希 望 校 種　　小学校 ・ 中学校

（２）職　　種　　養護助教諭

（３）勤 務 形 態　　常勤 ・ 非常勤

（４）勤務可能時期　　・平成　　年　　月　　日から勤務可能
・その他（　　）

（５）勤務希望地

（６）特 記 事 項

（注）　１．（１）・（３）については、希望するものを○で囲むこと。
２．（６）の特記事項については、任地等を決定する際に配慮を要することがあれば記入すること。

様式２

臨時的任用教員等採用志願票

令和　　年　　月　　日現在

ふりがな		性別	生　年　月　日	年齢	写真貼付 ５cm×４cmで上半身を撮影したもの （裏面に氏名を記入）
氏　名			年　月　日	歳	
現住所	〒　　－ ℡（　　）　　－				
連絡先	〒　　－ ℡（　　）　　－				撮影年月日　H・R　年　月

学　歴　・　職　歴

自　．　． 至　．　．	高等学校
自　．　． 至　．　．	
自　．　． 至　．　．	
自　．　． 至　．　．	
自　．　． 至　．　．	
自　．　． 至　．　．	
自　．　． 至　．　．	
自　．　． 至　．　．	
自　．　． 至　．　．	
自　．　． 至　．　．	
自　．　． 至　．　．	
自　．　． 至　．　．	

免　許　・　資　格　（教　員　免　許　状　等）

種類	授与年月日	授与権者	有効期間満了日又は修了確認期限
	．　．		．　．
	．　．		．　．
	．　．		．　．
	．　．		．　．
	．　．		．　．

免許外担当可能な教科		担当可能な部活動		ピアノ演奏（小学校志願者のみ）	可　・　否
健康状態		自動車運転免許証の有無	有　・　無	有の場合有効期限	年　月　日

（注）1. 高等学校からの学歴・職歴について、順序をおってもれなく記入すること。
2. 職歴等は、給料を決定する際に必要な資料となるので、記入もれ等のないように正確に記入すること。
①任用期間　②正規・非正規　③非正規の場合、常勤・非常勤　④職種　⑤在家庭の期間は「在家庭」とする

※このページは、提出の必要がありません。

教育職員免許状の有効期間及び修了確認期限について

旧免許状用

1 ＜免許更新１巡目＞ 旧免許状（平成21年3月31日以前に授与された免許状）を所有する者

免許状所有者の区分	最初の修了確認期限	更新講習受講・免許更新手続き期間
昭和29年度以前生まれ （昭和30年4月1日以前の生まれ）	免許更新手続き不要な生涯有効な免許状 （ただし、※２に該当する者は免許更新手続きが必要です。）	
昭和30, 40, 50年度生まれ	平成23年3月31日	平成21年4月1日 ～ 平成23年1月31日
昭和31, 41, 51年度生まれ	平成24年3月31日	平成22年2月1日 ～ 平成24年1月31日
昭和32, 42, 52年度生まれ	平成25年3月31日	平成23年2月1日 ～ 平成25年1月31日
昭和33, 43, 53年度生まれ	平成26年3月31日	平成24年2月1日 ～ 平成26年1月31日
昭和34, 44, 54年度生まれ	平成27年3月31日	平成25年2月1日 ～ 平成27年1月31日
昭和35, 45, 55年度生まれ	平成28年3月31日	平成26年2月1日 ～ 平成28年1月31日
昭和36, 46, 56年度生まれ	平成29年3月31日	平成27年2月1日 ～ 平成29年1月31日
昭和37, 47, 57年度生まれ	平成30年3月31日	平成28年2月1日 ～ 平成30年1月31日
昭和38, 48, 58年度生まれ	平成31年3月31日	平成29年2月1日 ～ 平成31年1月31日
昭和39, 49年度生まれ, 昭和59年度以降生まれ	令和2年3月31日	平成30年2月1日 ～ 令和2年1月31日

※１　この表において年度とは4月2日から翌年4月1日までをいいます。

※２　平成21年3月31日以前に授与された栄養教諭免許状を所有する者の最初の修了確認期限は下記２によります。

2 ＜免許更新１巡目＞ 旧免許状（平成21年3月31日以前に授与された栄養教諭免許状）を所有する

栄養教諭免許状の授与日	最初の修了確認期限	更新講習受講・免許更新手続き期間
平成18年3月31日以前	平成28年3月31日	平成26年2月1日 ～ 平成28年1月31日
平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	平成29年3月31日	平成27年2月1日 ～ 平成29年1月31日
平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	平成30年3月31日	平成28年2月1日 ～ 平成30年1月31日
平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで	平成31年3月31日	平成29年2月1日 ～ 平成31年1月31日

3 ＜免許更新１巡目＞ 上記１ 又は ２の区分で免許更新手続きをしなかった者

※　現在、所有する免許状は 失効 又は 有効ではない状態（休眠状態）となっています。
失効した場合は、更新講習受講のうえ再度の免許申請が必要です。また休眠状態の場合は、更新講習受講のうえ免許更新手続きが必要です。
なお、失効した場合に再度授与される免許状は、新免許状です（新免許状の区分１です。）。

4 ≪免許更新２巡目以降≫ 旧免許状を所有する全ての者

※　免許更新２巡目以降は上記の１、２ 及び ３の区分はありません。全ての者が以下のとおりです

免許状所有者の区分	修了確認期限	更新講習受講・免許更新手続き期間
全ての者	免許更新手続きで交付された証明書に記載	修了確認期限の26月前から2月前

新免許状用

1 ＜免許更新１巡目＞ 新免許状（平成21年3月31日以前に授与された免許状を所有しない者に対して
平成21年4月1日以降に授与される免許状）を所有する者

※１　新免許状には「有効期間の満了の日（免許状の授与に必要な学位と単位を満たしてから10年後の年度末）」が記載されています。

※２　新免許状を複数有する場合の「有効期間の満了の日」は、それらの新免許状の「有効期間

※３　「有効期間の満了の日」は、一人に一つしかありません。

（例１）　同じ「有効期間の満了の日」の新免許状を有する場合

○幼稚園教諭一種免許状（有効期間の満了の日）　平成３１年３月３１日
○小学校教諭一種免許状（有効期間の満了の日）　平成３１年３月３１日

この場合、全ての新免許状の有効期間の満了の日は、平成３１年３月３１日です。

（例２）　異なる「有効期間の満了の日」の新免許状を有する場合

○中学校教諭一種免許状（有効期間の満了の日）　平成３０年３月３１日
○中学校教諭専修免許状（有効期間の満了の日）　平成３２年３月３１日
○小学校教諭二種免許状（有効期間の満了の日）　平成３５年３月３１日

この場合、全ての新免許状の有効期間の満了の日は、平成３５年３月３１日です。

免許状所有者の区分	有効期間の満了の日	更新講習受講・免許更新手続き期間
全ての者	免許状に記載	有効期間の満了の日の26月前から2月前

2 ＜免許更新１巡目＞ 上記１の区分で免許更新手続きをしなかった者

※　現在、所有する免許状は 失効 しています。
　失効した場合は、更新講習受講のうえ再度の免許申請が必要です。再度授与された新免許状も上記１の区分です。

3 ≪免許更新２巡目以降≫ 上記１の区分で免許更新手続きをした者

※　免許更新２巡目以降は、以下のとおりです。

免許状所有者の区分	有効期間の満了の日	更新講習受講・免許更新手続き期間
全ての者	免許更新手続きで交付された証明書に記載	有効期間の満了の日の26月前から2月前